

令和3年度生産性向上支援訓練事業取組団体業務取扱要領

令和3年2月12日
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
静岡支部静岡職業能力開発促進センター所長

1 事業の目的

地域の中小企業等が持続的に成長するためには、労働者一人一人の生産性向上が重要であることから、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部静岡職業能力開発促進センターの生産性向上人材育成支援センター（以下「センター」という。）では、労働者の生産性向上を目的とした生産性向上支援訓練（以下「生産性訓練」という。）及び70歳までの就業機会の確保に資する中高年齢層向けの生産性訓練（以下「ミドルシニアコース」という。）を、民間機関等を活用（民間委託）して実施している。

より多くの企業等に訓練の受講機会を提供するために、会員企業に対する研修実施等の人材育成に取り組む事業主団体の中から効果的な取組を実施する団体を事業取組団体として選定し、当該団体の会員企業に対する生産性訓練実施業務を委託する。

2 業務内容

事業の目的を達成するために、選定を受けた事業取組団体自らが、会員企業が抱える生産性向上に関する人材育成上の課題やニーズに対応した訓練コースを設定し、受講者の募集から訓練実施後のフォローアップまでを行い、会員企業の実産性向上を支援する。

なお、事業取組団体が設定した訓練コースが、生産性訓練としての必要な要件を満たさなかった場合、センターは事業取組団体に対する生産性訓練実施業務を委託しないこと（事業取組団体に選定されたことが、業務委託を約束するものではないこと）に留意すること。

3 訓練実施期間

本事業で実施する訓練は、令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）までに実施するものとする。

4 本事業で実施する生産性訓練の内容

本事業で実施する生産性訓練は、以下に掲げる内容であり、かつ、項目ごとにセンターの確認を受けたものとする。

(1) カリキュラム

事業取組団体自らが、生産性向上支援訓練カリキュラムモデル（以下「生産性訓練モデル」という。）の中から会員企業の実産性向上に関する課題及び人材育成ニーズに対応したカリキュラムを選択し、別紙1「カリキュラムの作成及び訓練実施に当たっての留意事項」を踏まえて必要なカスタマイズを行い、作成するものとする。

(2) 対象者

事業取組団体の会員企業の従業員であって事業主から受講指示を受けた者とする。

なお、受講者募集を行った結果、会員企業以外の従業員（事業主から受講指示を受けた者に限る。）が事業取組団体要件の範囲内で一定数受講することは差し支えない。

また、ミドルシニアコースにおいては、受講申込時点において、45歳以上の者を対象者とするが、45歳以上の者の受講を妨げない範囲において、45歳未満の者の受講を認めることとして差し支えないこと。

(3) 訓練期間及び時間

訓練開始日から訓練終了日までの期間は6か月以下とし、訓練時間は「IT 業務改善」に属する訓練コースにあつては4時間以上30時間以下、それ以外の訓練目的に属する訓練コースにあつては6時間以上30時間以下の範囲内の時間単位で受講者が集まりやすい時間数を設定するものとする。ただし、訓練実施が複数日にまたがるような訓練時間を設定する場合は、あらかじめセンターに協議すること。

なお、訓練時間の算定方法は、50分間（休憩時間を除く。）を1時間として差し支えないこと。おつて、オリエンテーション等の事務的な説明を行う時間については、訓練時間に含めないこと。

(4) 定員

10人以上とする。

なお、受講者のうち6人以上は、おおむね3社以上の会員企業の従業員とする。

(5) 訓練実施場所及び訓練用機器

上記(1)のカリキュラムの内容を受講者全員が受講できる会場及び訓練用機器であること。

なお、企業等の営業中の生産ライン又は就労の場において訓練を実施する場合は、訓練と事業・生産活動とを明確に区別すること。

(6) 講師の要件

講師は、実施するカリキュラムの内容に関する高度な技能・知識を有し、適切に指導することができる能力を有すると認められる者であり、かつ、以下のイからハまでのいずれかに該当する者であること。

なお、受講者が30人を超える場合であつて、円滑な訓練実施に支障を来す（受講者からの評価が低下する）おそれがあるとセンターが判断したときは、センターの指示に従い、助手等の講師を補助する者を配置すること。

イ 必要な経験を有する者

次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する者であること。なお、(イ)の実務経験年数には、(ロ)の指導経験年数を含めることができること。

(イ) 訓練内容に関連した業務の実務経験を5年以上有する者

ただし、「IT 業務改善」に属する訓練コースにあつては2年以上有する者

(ロ) 訓練内容に関連した訓練、研修、講習、セミナー等（以下「訓練等」という。）における講師としての指導経験を3年以上有する者

ただし、「IT 業務改善」に属する訓練コースにあつては1年以上有する者

ロ 長期間の実務経験を有する者

次の（イ）及び（ロ）のいずれにも該当する者であること。

（イ）訓練内容に関連した業務の実務経験を10年以上有する者

ただし、「IT業務改善」に属する訓練コースにあつては5年以上有する者

（ロ）訓練内容に関連した訓練等における講師としての指導経験を有する者

ハ センターが同等以上の経験を有すると認めた者

センターが上記イ又はロと同等以上の経験を有すると認めた者であること。

（7）受講料

生産性訓練の受講料は、上記（3）により設定した訓練時間に応じた次のイ、ロ又はハの額とし、事業取組団体が受講者分を取りまとめてセンターに支払う、又は受講者が属する企業が直接センターに支払うものとする。

イ 「IT業務改善」に属する訓練コース

（イ）訓練時間4時間以上12時間未満の訓練コース

受講者1人当たり2千円（税別）

（ロ）訓練時間12時間以上18時間未満の訓練コース

受講者1人当たり3千円（税別）

（ハ）訓練時間18時間以上30時間以下の訓練コース（※）

受講者1人当たり4千円（税別）

ロ 「生産・業務プロセスの改善」、「横断的課題」及び「売上げ増加」に属する訓練コース

（イ）訓練時間6時間以上12時間未満の訓練コース

受講者1人当たり3千円（税別）

（ロ）訓練時間12時間以上19時間未満の訓練コース（※）

受講者1人当たり5千円（税別）

（ハ）訓練時間19時間以上30時間以下の訓練コース

受講者1人当たり6千円（税別）

（※）訓練時間が18時間の場合の受講料に留意すること。

（8）新型コロナウイルス感染防止対策

事業取組団体は、講師及び訓練実施場所に対し、以下の新型コロナウイルス感染防止対策を行うこと。

イ 感染症防止のための基本的な対策

（イ）咳エチケットの徹底について

・咳エチケットを講師に徹底すること。

・マスク又はフェイスシールドを着用するよう講師に徹底すること。

（ロ）手洗い等の徹底について

・こまめな手洗いを講師に徹底すること。

・手洗い場に石鹸等を常備、又は教室の入口等に消毒液を常備すること。

・人がよく触れる箇所、機器について、適宜拭き取り・消毒を行うこと。

（ハ）日常的な健康状態の確認

・訓練前に体温等の体調を確認するよう講師に徹底すること。

ロ クラスターの発生防止のための対策

（イ）基本的な取組み

- ・換気の悪い密室空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声の3つの条件を満たさない環境に努めること。

(ロ) 具体的な対策について

- ・訓練の休憩時間毎に、教室の窓やドアを開ける等により、こまめに換気を行うこと。
- ・訓練実施場所では、受講者と受講者の間に距離をなるべく保持すること。

5 事業取組団体要件

静岡県における生産性訓練の事業取組団体は、生産性訓練の趣旨・目的を理解し、かつ、以下の(1)から(11)までに掲げる要件を満たす必要があること。

なお、自らの会員企業だけでは十分な数の受講者を確保することが困難な事業主団体が複数集まって合同で本事業に取り組むこともできるものとするが、この場合、主として事業に取り組む事業主団体は以下の(1)から(6)まで及び(8)から(11)までに掲げる要件を、それ以外の事業主団体は以下の(1)、(4)及び(9)から(11)までに掲げる要件を満たす必要があるものとし、以下の(7)については複数の事業主団体が合同で要件を満たす必要があること。

(1) 次のイからホまでのいずれかに該当する事業主団体であること。

イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に規定する次の(イ)から(ヌ)までのいずれかに該当する団体

- (イ) 事業協同組合
- (ロ) 事業協同小組合
- (ハ) 信用協同組合
- (ニ) 協同組合連合会
- (ホ) 企業組合
- (ヘ) 協業組合
- (ト) 商工組合
- (チ) 商工組合連合会
- (リ) 都道府県中小企業団体中央会
- (ヌ) 全国中小企業団体中央会

ロ 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

ハ 商工会議所法(昭和28年法律第143号)に規定する商工会議所

ニ 商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会

ホ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に規定する公益社団法人及び公益財団法人を含み、事業主を主な会員とし、当該事業主に対する支援を主な目的として設立され、活動している(※1)法人に限る。)

ヘ イからホまでに該当しない事業主団体であって、静岡県内で平成30年度に事業取組団体の認定を受けた団体のうち、同年度中に良好な実績により生産性訓練を実施したとセンターが認めた団体(※2)

(2) 生産性訓練を適切に実施することができる事務運営体制(※3)を有している

- こと。
- (3) 会員企業に対する人材育成を継続的に取り組んでいること (※4)。
 - (4) 会員企業が抱える生産性向上に関する課題及び人材育成ニーズを的確に把握していること。
 - (5) 生産性訓練を実施して会員企業の実業性向上に取り組む意欲と能力を有していること。
 - (6) 生産性訓練の実施に必要な実績と経験を有した講師を用意できること。
 - (7) 生産性訓練の実施に当たり受講者を10人以上(そのうち6人以上は、おおむね3社以上の会員企業の従業員とする。)確保できること。
 - (8) 当該事業主団体を実施機関として活用することが、地域の中小企業等の生産性向上に効果的であるとセンターが認めた事業主団体であること。
 - (9) 事業取組団体が実施する業務の内容を正しく理解し、センターの指示に適切に対応できること。
 - (10) 令和2年度に事業取組団体として生産性訓練を実施したことがある者であって、センターからの改善指示を受けた場合は、原因分析や改善策を検討し十分な再発防止策が講じられているとセンターが判断できる者であること。
 - (11) 次のいずれの事項にも該当しない者であること。
 - イ 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)
 - ロ 予決令第71条の規定に該当する者
 - ハ 申請書提出日現在において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)より競争参加資格の停止措置を受けている者
 - ニ 教材等の著作権法(昭和45年法律第48号)違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となった者であって、当該事実が判明した日から2年を経過していない者
 - ホ 機構が定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する反社会的勢力に該当する者
 - ヘ 申請書提出日現在において、労働基準法(昭和22年法律第49号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中(執行猶予の場合は執行猶予期間経過中)の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者
 - ト 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に定めるところの破壊的団体及びその構成員
 - チ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定めるところの風俗営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに関連する業務従事者
 - リ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続の申立てがなされている者
 - ヌ 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、業務を委託することが相応し

くないとセンターが判断した者又は判断する者
ル その他業務委託先として適性を欠くと当支部契約担当役が判断した者又は判断する者

- (※1)「事業主を主な会員とし、当該事業主に対する支援を主な目的として設立され、活動している」とは、会員のおおむね2／3以上が企業又は事業主団体で構成され、会員企業・団体の行う事業活動の改善発達のための支援を主たる活動内容としていることをいう。
- (※2) 本要件（(1)へ）については、令和3年度の事業取組団体限りの措置であること。
- (※3) センター、講師、受講者等との連絡調整、受講者の募集・受付、受講料の振込等に関する事務、各種書類・資料の作成、受講者からの問い合わせや苦情等への対応、訓練当日の事故・災害等の緊急事態への適切な対応や受講者が所属する企業その他必要な機関に対する連絡調整等ができる体制として、事業責任者（講師との兼務は不可）が1人以上配置されていること。
- (※4) 過去3年間に各年1回以上、会員企業を対象とした研修等を実施していること。

6 要件確認及び選定

適正な申請書を提出した事業主団体には、センターが連絡の上、訪問し、事業取組団体要件を満たしていることの確認を行い、要件を満たす申請者を事業取組団体として選定する。確認の際、申請者の協力が得られなかった場合は、事業取組団体として選定しない。

なお、令和2年度の事業取組団体として申請者をセンターが選定している場合や、提出書類による確認を行った結果、申請者が事業取組団体要件を満たさないことが明らかであった場合は、訪問による確認を省略することがある。

確認の結果、事業取組団体要件を満たした申請者が提出した訓練コースの数が、募集する訓練コース数を上回る場合は、以下に掲げる事業取組団体選定の視点を踏まえ、センターにおいて申請者ごとの選定コース数を決定するため、申請者が事業取組団体要件を満たす場合であっても選定されない場合がある。

おって、同等の評価を得た申請者が複数あった場合は、抽選により決定する。抽選を行う日時及び場所は、後日、センターから連絡するので、申請者は、申請者自ら又は代理人を参加させること。おって、抽選に参加できない場合は、センター職員が代理で抽選を行う。

また、上記5（10）の改善指示を受けた申請者については、事業取組団体要件を満たした申請者が提出した訓練コースの数が、募集する訓練コース数の範囲内に収まる場合であっても、改善指示に対する原因分析や改善策の検討状況を踏まえて、センターにおいて選定コース数を決定する。

- (※) 事業取組団体として選定された場合であっても、事業取組団体が設定した訓練コースが、生産性訓練として必要な要件を満たしていない、センターの確認を受けていない、必要な手続きを踏んでいない、などの場合にあっては、事業取組団体に対して訓練実施業務を委託しないことに留意すること。

【事業取組団体選定の視点】

- ・多くの中小企業等に生産性訓練の受講機会を提供することが期待できる団体であること。
- ・専ら法人会員を中心に構成され、かつ、多くの会員企業を有する団体であること。

- ・令和2年度に事業取組団体として生産性訓練を実施した申請者においては、良好な取組実績（業務取扱要領に準拠した高い受講者（社）数や事業主、受講者から高い評価を有する訓練実績等）を有する団体であること。
- ・会員企業に対する人材育成の実績が、専ら「会員企業を主な受講対象とした研修等」であること（「会員企業以外の企業等が多数含まれた研修等」を中心に取り組んでいる団体でないこと）。 等

7 選定された事業取組団体による訓練コースの設定

(1) 会員企業が抱える課題やニーズの把握

事業取組団体は、実施する訓練が、多くの受講者が集まり評価の高いものとなるよう、会員企業に対するアンケート調査、個別企業ヒアリング、総会等における意見集約等その他適切な方法により、会員企業が抱える生産性向上に関する人材育成上の課題や具体的な受講ニーズ（生産性訓練モデルのうち受講してみたい訓練内容・コース名、希望する日時・訓練時間数、希望する実施場所、受講希望者数・職務階層 等）等を把握することとし、その結果の概要をセンターに報告すること。

(2) 訓練コースの設定

事業取組団体は、上記（1）により把握した会員企業が抱える課題や受講ニーズを踏まえ、上記4に掲げる内容に基づき訓練コースを設定すること。訓練コースの設定に当たっては、センターが選定時に示す訓練実施工程表に基づき、工程ごとに定めた期日までに訓練コースの実施準備の状況についてセンターの確認を受けるなどして、センターと事業取組団体が相互に進捗を確認し、訓練コースが適正な内容となるよう取り組むものとする。

(3) 募集チラシ案の作成

事業取組団体は、会員企業に生産性訓練の内容を周知し、受講者を募集するための募集チラシ案を作成すること。作成に当たっては、以下に掲げる内容を記載等するものとし、併せてセンターの確認を受けるものとする。

【募集チラシ等に記載が必要な事項】

イ 訓練コースの正式名称

※センターと協議の上、独自の募集コース名を使用する場合であっても正式名称の添え書きは必要であること。（例：生産性向上支援訓練（原価管理とコストダウン））

ロ 生産性訓練の説明及び同訓練を実施するに至った経緯

（例：生産性向上支援訓練とは、厚生労働省所管の公的な職業能力開発施設であるポリテクセンター静岡の生産性向上人材育成支援センターが、地域の中小企業の生産性向上に関する課題やニーズに対応した知識・スキルを習得するために実施する公的な職業訓練です。今回、当静岡組合が、事業取組団体としての選定を受け、ポリテクセンター静岡からの業務委託により、会員企業の皆様のために生産性向上支援訓練を実施するものです。）

ハ ポリテクセンター静岡のロゴマーク

ニ 新型コロナウイルス感染防止対策

ホ ミドルシニアコースにおいては、45歳以上の者が対象であることを明示

へ その他センターが必要と認める内容

- (4) 生産性向上支援訓練実施届（以下「訓練実施届」という。）等の作成・提出
事業取組団体は、上記（1）から（3）までによりセンターの確認を受けて設定した訓練コースの内容等をセンターが別に示す訓練実施届に取りまとめ、以下のイ及びロによりセンターに提出し、内容の確認を受けるとともに、センターの指示に従って必要な修正を行うこと。なお、これらの内容確認や必要な修正が終わる前に、事業取組団体が受講者募集を行うことは認められないこと。

また、訓練実施届をセンターに提出して内容の確認を受けた後は、センターの承認を得ずにその内容を変更（講師の変更を含む。）することは認められないこと。

イ 提出書類

(イ) 訓練実施届

(ロ) 添付書類（任意様式）

① カリキュラム

② 使用テキスト及び教材一覧

③ 講師の職務経歴書

④ 受講者募集資料（募集チラシ、開催案内等）

⑤ その他センターが必要と認める書類

ロ 提出期限

受講者募集開始の2週間前まで。

8 契約の締結

センターは、上記7（4）により事業取組団体から訓練実施届の提出を受け、その内容に問題がないことを確認した場合は、事業取組団体と業務委託契約を締結する。契約の締結に当たっては、不適切な事案等が判明した場合における契約の全部又は一部を解除する条項を別添の請書のとおり定めるものとし、契約締結前に、契約候補者がこれら条項のいずれかに該当することが判明した場合は契約を締結しない。

また、契約内容に変更が生じた場合は、原則として変更契約を締結する。

なお、複数の事業主団体が合同で本事業に取り組む場合にあっては、幹事団体のみと業務委託契約を締結する。

9 事業取組団体に委託する業務

(1) 訓練実施届に基づく訓練コースの実施準備

事業取組団体は、上記7（4）でセンターの確認を受けた内容に基づき、以下のイからニまでに掲げる訓練コースの実施準備を行うこと。

なお、テキストについては、受講者全員（欠席者分については受講を申し込んだ会員企業等（以下「利用事業主」という。））に配付することとし、受講者に貸与することは認められないこと。

イ 講師の手配

ロ テキストの用意

ハ 訓練実施場所及び機器の確保

ニ 新型コロナウイルス感染防止対策

(2) 受講者募集・生産性訓練の周知

事業取組団体は、募集チラシのホームページへの掲載、会報への掲載、会員企業への募集チラシ等の発送、電子メールによる周知等を行うことにより会員企業に幅広く訓練の受講を呼びかけ、受講者を10人以上（うち6人以上はおおむね3社以上の会員企業の従業員とする。）確保すること。

なお、会員企業に周知等を行うに当たっては、上記4（7）に定める受講料を超える受講料を設定し、受講者募集を行うことは認められないこと。

おって、受講者募集を行う際、センターが個別の中小企業等に対して直接実施する生産性訓練等に関する広報の協力を求める場合があるので、事業取組団体はこれに応じること。

(3) 受講者の受付

事業取組団体は、会員企業等からの受講申込を取りまとめ、センターが別に示す「受講申込書」に必要事項を記入し、センターが定めた期日までにセンターに提出すること。

(4) 受講料の振込等

センターは、受講申込書の内容に基づき事業取組団体又は受講者が属する企業に受講料を請求することから、事業取組団体に受講料の請求があった場合にあっては、事業取組団体は受講料の取りまとめを行った上でセンターに必要な額を振り込むこととし、受講者が属する企業に受講料の請求があった場合にあっては、事業取組団体はセンターからの求めに応じて受講料の収納に係る必要な協力を行うこと。

(5) 訓練実施

事業取組団体は、上記7（4）で作成・提出し、センターの確認を受けた訓練実施届の内容に基づき、生産性訓練を実施すること。

(6) センターが行う訓練実施状況の確認への協力

事業取組団体は、センターが行う訓練実施状況の確認に協力すること。

(7) アンケート調査

事業取組団体は、受講者に対して別に示す「アンケート用紙」を配布し、訓練終了時に記入させ、回収するとともに、センターに提出すること。また、訓練終了後、センターが、受講者が所属する企業に対するアンケート調査を実施することから、これに協力すること。

(8) 業務完了報告

事業取組団体は、訓練が終了次第、業務完了報告書に必要事項を記載し、必要書類を添付の上、センターに提出すること。

(9) 受講者等からの問い合わせや苦情等への対応

事業取組団体は、受講者等から問い合わせや苦情等を受けた場合は、適切かつ速やかに対応すること。

(10) その他センターが必要と認める事項

事業取組団体は、センターから求めがあった場合は、適切に対応すること。

10 委託費

訓練内容、訓練時間数及び確定受講者数（受講申込及び入金受付を締め切った日

(以後のキャンセル(受講料の返金)ができない日)において、受講料をセンターに納入した者及び受講料の延納について必要な手続を行った者の数をいう。以下同じ。)に応じて、以下の表に掲げる額を委託費とする。

なお、欠席等により訓練当日の受講者数が確定受講者数より減少した場合、委託費の減額は行わないものとする。

●甲表(「IT業務改善」に属する訓練コース)

訓練時間数	訓練時間数及び確定受講者数ごとの委託費(税別)			
	1～4人	5～9人	10～14人	15人～
4時間以上 6時間未満	22千円	44千円	66千円	110千円
6時間以上 12時間未満	30千円	60千円	90千円	150千円
12時間以上 18時間未満	60千円	120千円	180千円	300千円
18時間以上(※) 30時間以下	80千円	160千円	240千円	400千円

●乙表(「生産・業務プロセスの改善」、「横断的課題」及び「売上げ増加」に属する訓練コース)

訓練時間数	訓練時間数及び確定受講者数ごとの委託費(税別)			
	1～4人	5～9人	10～14人	15人～
6時間以上 12時間未満	60千円	120千円	180千円	300千円
12時間以上 19時間未満(※)	100千円	200千円	300千円	500千円
19時間以上 30時間以下	120千円	240千円	360千円	600千円

(※) 訓練時間が18時間の場合の委託費に留意すること。

●甲表(「IT業務改善」に属する訓練コース)

18時間以上(※) 30時間以下	80千円	160千円	240千円	400千円
---------------------	------	-------	-------	-------

●乙表(「生産・業務プロセスの改善」、「横断的課題」及び「売上げ増加」に属する訓練コース)

12時間以上 19時間未満(※)	100千円	200千円	300千円	500千円
---------------------	-------	-------	-------	-------

11 検収

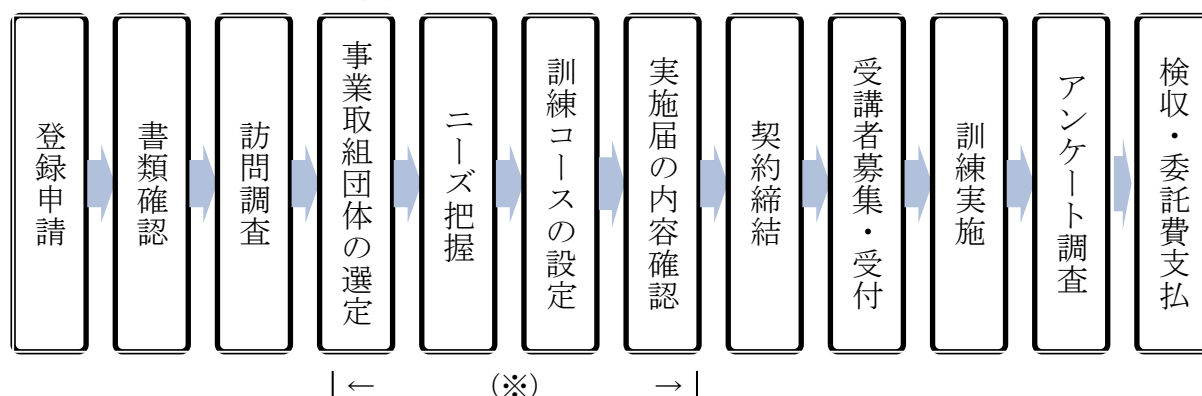
事業取組団体は、業務完了後、速やかに以下の資料を作成し、センターに提出すること。

- イ 業務完了報告書（指定様式）
- ロ 受講者出欠表（指定様式）
- ハ その他センターが必要と認める書類

12 契約代金の請求及び支払

事業取組団体は、センターの検収を受けた後、速やかにセンターに委託費に係る請求を行うものとし、センターは、事業取組団体からの適正な請求書を受理した後、事業取組団体に委託費を支払うものとする。

13 申請書提出から委託費支払までの流れ（イメージ）



(※) この間の手続きや訓練コースの設定に不備がある場合は、契約を締結しないことに留意。

14 訓練の中止

以下のイからニまでに掲げる事由等により訓練が実施できない場合は、センター、事業取組団体の双方で協議の上、日程の再調整を行うものとし、再調整の結果、訓練が実施できないときは、訓練を中止するものとする。

なお、災害や利用事業主の都合等の事業取組団体の責めに帰することのできない事由により訓練が一切実施されずに中止となった場合は、委託費を支払わないものとするが、訓練の一部が適切に実施された場合は、確定受講者数及び訓練時間数に応じて、一部適正に実施した時間数の合計（時間未満切り捨て）を按分して委託費を支払うものとする。

（訓練が実施できない場合の例）

- イ 訓練実施場所に気象警報が発令され、訓練の実施が困難な場合
- ロ 受講料収納期限時点において受講申込及び受講料振込（受講料延納手続を含む。）を完了した者がいない場合
- ハ 全ての受講者がキャンセル又は欠席した場合
- ニ その他やむを得ない事由（センターが認めたものに限る。）により、訓練の実施が困難な場合

（委託費を按分する場合の例）

「横断的課題」に属する訓練コースを、確定受講者数 15 人に対し、6 時間で実施

する予定の生産性訓練が、3.5時間適正に実施された後に中止となった場合の委託費

30万円×3/6（時間未満切り捨て）＝15万円（税別）

15 留意事項

(1) 守秘義務

事業取組団体は、契約の履行に当たり、業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり他に利用するための情報として提供したりしてはならない。

(2) 個人情報保護

事業取組団体は、業務を行うために個人情報を取扱う場合には、別紙2に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守し、個人情報に係る苦情及び法令違反と認められる事例が発生した場合又は発生する恐れがあることを知った場合は、速やかにセンターに報告するとともに、その指示に基づき、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

なお、別紙2の第4により配置する個人情報の管理責任者については、事業責任者（上記5（2）を参照）が担当するものとする。

(3) 販売・宣伝の禁止

事業取組団体は、訓練時間及び休憩時間に、訓練実施場所において受託者の利益となりうる商品等の販売、宣伝及びこれに類する行為を受講者に対して行ってはならない。

(4) プライバシーの侵害、業務妨害等の禁止

事業取組団体は、契約の履行に当たり、受講者のプライバシーの侵害とみなされる行為及びセンターの業務の妨害とみなされる行為を行ってはならない。

(5) 事業取組団体による生産性訓練実施機関登録申請の禁止

事業取組団体は、生産性訓練の実施機関の登録申請を行ってはならない。

(6) 事業取組団体及び再委託先実施機関（それぞれの関係会社を含む。）の役職員に対する訓練の禁止

事業取組団体は、以下のイからニまでに掲げる者に対して生産性訓練を実施してはならない。また、訓練の対象者がこれらに該当する者を把握した場合は、速やかにセンターに申し出なければならない。

イ 事業取組団体の役職員

ロ 事業取組団体の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。以下同じ。）の役職員

ハ 再委託先実施機関の役職員

ニ 再委託先実施機関の関係会社の役職員

(7) 緊急時の対応

訓練開催中において事故、急病等の緊急事態が発生した場合には、事業取組団体の責任のもと、救急車の手配等適切な措置を講じるとともに、速やかに利用事業主及びセンターへ連絡しなければならない。

(8) 適正な履行確保

事業取組団体は、本業務取扱要領に従い、善良な管理者の注意をもって、適切に訓練を実施しなければならない。

また、事業取組団体は、センターから生産性訓練の実施に関する指示を受けた場合は、誠実に対応しなければならない。

なお、以下に掲げる事例等、本業務取扱要領の趣旨に反して訓練が実施され、かつ、センターが必要な改善指導等を行ってもなお改善が図られず、不適切な状況が確認された場合は、以後、当該団体には生産性訓練実施業務を委託しないほか、事業取組団体としての選定を取り消すものとする。

- イ センターの確認を受けた訓練実施届の内容のとおり受講者募集や訓練実施等を行っていない。
- ロ 上記5（7）の受講者に関する要件（企業数、受講者数、受講者のうち会員企業の割合）を満たしていない。
- ハ 自団体、再委託先実施機関、それぞれの関係会社の役職員が訓練を受講している。
- ニ 全ての訓練時間を受講していない者及びそれに準ずる者が複数いる。
- ホ 受講者からの苦情が著しい場合であって、当該苦情に対して誠実に対応しない。
- ヘ センターが訓練実施状況等で確認した結果、訓練の内容等がセンターの求める水準に達していない。
- ト 受講者アンケートの評価が低い。

（9）再委託

- イ 事業取組団体は、受託業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- ロ 事業取組団体は、受託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託してはならない。
- ハ 事業取組団体が再委託することができる業務は、上記9に掲げる業務のうち（4）、（8）及び（10）を除いた業務とする。
なお、講師を再委託（外部講師を手配）する場合には、受託者が外部の講師に直接業務を委託する場合又は講師が所属する法人を通して当該講師に業務を委託する場合のいずれかに限るものとする（再委託先機関が更に外部機関に再委託（いわゆる再々委託）することは不可とする。）。
ニ 事業取組団体が講師を再委託（外部講師を手配）することを希望する場合は、訓練実施届における「担当講師」の「再委託の状況」欄の該当する箇所に○を付すこと。
- ホ 再委託先は、業務のいかなる部分も、さらに第三者に委託してはならない。
また、受託者は、再委託先が第三者に業務を委託することを防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ヘ 上記（1）から（8）までに掲げる事項について、再委託先は、事業取組団体と同様の義務を負うものとする。

16 その他

本業務取扱要領に定めのないものは、センターと協議すること。

17 問い合わせ先

静岡支部静岡職業能力開発促進センター

生産性センター業務課 担当：馬場

TEL：054-285-7153、FAX：054-285-7247

電子メール：shizuoka-seisan@jeed.or.jp （全て半角）

カリキュラムの作成及び訓練実施に当たっての留意事項

1 訓練の内容

訓練の内容は、生産性訓練モデルに基づく内容であって、以下のイからワまでに掲げるいずれにも該当しないものとする。

- イ 企業や組織全体の生産性向上に関連しない、又は関連性が薄いもの
- ロ 職業又は職務に間接的に必要となる（職務に直接関係しない）知識・技能を習得させる内容のもの
- ハ 職業又は職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となる内容のもの（例：接客・マナー講習等の基礎的な社会人スキルを習得するための訓練 等）
- ニ 趣味・教養・生活等と関連性が強い内容のもの（例：語学習得、話し方改善 等）
- ホ 知識・技能の習得を目的としていないもの（例：意識改革、モラル向上 等）
- ヘ 資格取得を目的としたもの
- ト 通常の事業活動として遂行されるべきもの
- チ 法令において講習等の実施が義務づけられており、また、事業主にとっても、当該講習等を受講しなければ当該業務を実施できないもの（例：労働安全衛生法に基づく講習 等）
- リ 通信の方法によるもの
- ヌ 映像を視聴して行うもの（訓練の一部において映像を視聴する場合を除く。）
- ル 海外、洋上で実施するもの
- ヲ 通常の生産活動と区別できないもの
- ワ 訓練の実施に当たって適切な方法でないもの

2 カリキュラム作成の留意事項

- (1) カリキュラムの作成に当たっては、生産性訓練モデルに記載された「コースのねらい」、「基本項目」、「主な内容」を踏まえた内容とすること。
- (2) 講義内容については、主な内容の欄にそれぞれの基本項目に対応した内容を記載すること。
また、基本項目で得られる知識を効果的に習得するための演習の設定は必須とし、その内容が分かるように記載すること。
なお、生産性訓練モデルに使用機器の記載があるコースについては、必ず、受講者が機器を使用して知識等を習得できる訓練の内容とすること。
- (3) 訓練時間は、「IT 業務改善」に属する訓練コースにあつては4時間以上 30 時間以下、それ以外の訓練目的に属する訓練コースにあつては6時間以上 30 時間以下の範囲内で時間単位の設定とすること。
- (4) カリキュラム作成に当たって工夫した点があれば、その内容を記載すること。

(注意事項)

- ・コースのねらいは、生産性訓練モデルに記載された内容から変更できないこと。
- ・基本項目は、生産性訓練モデルに記載された内容から変更・削除できないが、コースのねらいに沿ったものであれば、追加は可能であること。
- ・主な内容に記載されているものは一例であり、コースのねらい及び基本項目に沿ったものであれば、例示以外の内容をカリキュラム案に記載することも可能であること。

- ・コース名は、原則として変更しないものとするが、必要に応じてセンターと協議の上、募集コース名を設定することができること。

個人情報取扱注意事項

- 第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
- 第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らし
てはならない。
- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報
を、他に漏らさないよう対処しなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 第3 受託者は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損等の防止に必要な
安全管理措置を講じなければならない。
- 第4 受託者は、この契約により取扱う個人情報の管理責任者を定めなければならない。
- 2 管理責任者は常に個人情報の所在及び自己の管理状況を把握・管理し、必要な指導を行う。
- 第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たっては、必要最小限の役員・従業員(以
下「使用者」という。)を管理責任者の監督の下で従事させるものとする。
- 2 受託者は、使用者に対して、第2の秘密保持について徹底して指導しなければならない。
- 3 受託者は、使用者の退任、退職後の行為も含めて責任を負わなければならない。
- 第6 受託者は、この契約による業務を第三者に再委託する場合は、再委託先に対して、個人
情報保護に関する法令等を遵守させることとし、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合
にあっては、受託者の責任において対処するものとする。
- 第7 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、センターから提供された個人
情報が記録された資料等を、この契約による業務以外の目的で複写し、又は複製をしては
ならない。
- 第8 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、センターから提供された個人
情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 第9 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、センターから提供された個人
情報が記録された資料等(複写、複製したものを含む。)を、業務完了後速やかにセンター
に返還又は消去するものとする。ただし、センターが別に指示したときは、その方法によ
るものとする。
- 第10 センターは、定期的又は必要と認めたとき、受託者の事業所に立ち入り、個人情報保
護に関する監査又は乙に対して報告を求めることができる。
- 第11 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあるこ
とを知ったときは、速やかにセンターに報告し、センターの指示に従うものとする。
- 第12 センターは、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の
解除及び損害賠償の請求をすることができる。損害賠償の額は、センターと受託者と協議
の上、別に定める。

請書 (案)

(「IT業務改善」に属する訓練コースを除く、訓練時間6～11時間の例)

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
静岡支部契約担当役支部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

契約金額 ¥330,000
(うち消費税及び地方消費税の額¥30,000)

下記1の役務等の提供については、下記2から4までの各条件を承諾し、かつ遵守することを約して、この請書を提出いたします。

記

1 役務等の内容

- (1) 業務名 会員企業に対する生産性向上支援訓練 (〇〇〇) 実施業務
(2) 訓練内容 別添カリキュラムのとおり
(3) 訓練実施場所 〇〇〇
(4) 講師の職氏名 (株) 〇〇代表 〇〇 〇〇
(※助手を配置する場合は、2行目に助手の職氏名を記載すること。)
(5) 業務の内容 令和3年度生産性向上支援訓練事業取組団体業務取扱要領 (以下「団体業務取扱要領」という。) に基づく
(6) 訓練日時 〇〇〇
(7) 訓練定員 〇〇人

2 委託費の支払に当たっての条件

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部静岡職業能力開発促進センター (以下「センター」という。) が受託者に支払う委託費については、上記1の訓練に係る受講料収納期限 (●●年●●月●●日。ただし、センターと受託者の双方が協議の上期限を延長した場合は、延長後の受講料収納期限) において、受講申込及び受講料振込 (受講料延納手続を含む。) を完了した者 (以下「確定受講者」という。) の数に応じて次表に掲げる額とする。

確定受講者数	1～4人	5～9人	10～14人	15人～
委託費 (税別)	60千円	120千円	180千円	300千円

ただし、災害や利用事業主の都合等の受託者の責めに帰することのできない事由により訓練が一切実施されずに中止となった場合は、委託費を支払わないものとするが、訓練の一部が適正に実施された場合は、確定受講者数及び訓練時間数に応じて、一部適正に実施した時間数の合計（時間未満切り捨て）を按分して委託費を支払うものとする。

（委託費を按分する場合の例）

確定受講者数 15 人に対し、6 時間で実施する予定の生産性訓練が、3.5 時間適正に実施された後に中止となった場合の委託費

30 万円×3/6（時間未満切り捨て）＝15 万円（税別）

3 役務等の提供に当たっての条件

- （1）受託者は、信義誠実の原則に則り、善良なる管理者の注意をもって、本契約を履行しなければならない。
- （2）提供する役務等は、上記 1 のとおりであって、センターによる訓練実施状況等の確認・検収を受けたものでなければならない。
- （3）次の各号の 1 に該当するときは、支部契約担当役においてこの契約の全部又は一部を解除することができる。なお、受託者はハからヲに掲げる事由が発生した場合又は発生することが明らかとなった場合には、センターに対し、速やかに書面にてその旨を届け出なければならない。
 - イ 受託者が、不正、怠慢、その他不適切な行為を行ったことにより訓練の実施が困難になったとき。
 - ロ 受託者が、訓練実施状況等の確認・検収の際にセンター職員の職務遂行を妨げ、又は不正行為を働いたとき。
 - ハ 受託者が、やむを得ない事由により解約を申し出て、センターがこれを認めたとき。
 - ニ 受託者が、本契約締結後に、事業取組団体要件を満たさないことが判明したとき。
 - ホ 受託者が、破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始、又はその他整理手続（任意整理も含む）開始の申立をなし又はなされたとき。
 - ヘ 受託者が、第三者に振り出し、裏書し若しくは引き受けた手形又は小切手の不渡処分がなされたとき。
 - ト 受託者が、差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、又は競売を申し立てられたとき。
 - チ 受託者、受託者の役員、本契約に係る業務の事務を担当する者及び訓練を担当する講師について、刑法その他刑事法令に違反する行為があったとき。
 - リ 受託者が、法令、公序良俗に違反し、社会通念上、業務を実施することがふさわしくないとセンターが判断したとき。
 - ヌ 受託者が、機構が定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第 2 条に規定する反社会的勢力に該当することが判明したとき。
 - ル 受託者が、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等その他の労働関係法令に違反したことにより、監督官庁から処分を受けたとき、又は同法令違反容疑で逮捕、書類送検、起訴又は有罪判決を宣告されたとき。
 - ヲ 受託者が、団体業務取扱要領の別紙 2「保有個人情報取扱注意事項」に違反しているとセンターが判断したとき。

4 その他

- (1) 受託者は、他の生産性向上支援訓練実施業務を受託しようとする場合や自ら職業訓練を実施しようとする場合、センターの承諾を得ることなく、「この請書に基づく業務で生じた成果物」を使用できるものとする。
- (2) 受託者又は受託者が手配した講師が本件に関連して自ら作成した全ての資料、テキスト、教材等及びそれらに含まれるノウハウに関し、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利に含まれる全ての著作権は受託者又は受託者が手配した講師に帰属する。
- (3) 本請書及び団体業務取扱要領に定めのない事項については、センターと受託者の双方が協議して決定する。

【再委託に関する確認事項】

講師に関する再委託の状況について、該当する番号に○を付し、必要事項を記入してください。

1. 再委託ではない。
2. 上記講師に対して直接業務委託を行う。
3. 上記講師の所属企業（ ）に対して業務委託を行う。

変更請書 第〇回 (案)

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
静岡支部契約担当役支部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
印

〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出した請書（会員企業に対する生産性向上支援訓練（〇〇〇）実施業務。以下「原契約」という。）について、下記のとおり変更しますので、この変更請書を提出いたします。

記

1 原契約の記1（6）訓練日時の変更

（変更前）

（6）訓練日時

〇〇年〇〇月〇〇日 〇時〇分から〇時〇分（〇時間）

〇〇年〇〇月〇〇日 〇時〇分から〇時〇分（〇時間）

（変更後）

（6）訓練日時

〇〇年〇〇月××日 〇時〇分から〇時〇分（〇時間）

〇〇年〇〇月〇〇日 〇時〇分から〇時〇分（〇時間）

2 その他は、原契約のとおりとする。

【参考】

●反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年7月28日規程第5号）（抄）

（定義）

第2条 この規程において「反社会的勢力」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいい、元暴力団員（既に暴力団を離脱しているものの暴力団員と変わらない者に限る。）を含む。以下同じ。）
- （3）暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）
- （4）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- （5）総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- （6）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- （7）特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- （8）その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人

●財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）（抄）

（定義）

第8条（略）

3 この規則において「親会社」とは、他の会社等（注：「会社等」とは「会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体」をいう。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。

4 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社等とは、次の各号に掲げる会社等をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社等は、この限りでない。

- （1）他の会社等（民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決

定を受けた会社等、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等

(2) 他の会社等の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する会社等

イ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 役員（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第21条第1項第1号（法第27条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。以下同じ。）若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び第6項第2号ロにおいて同じ。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

(3) 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている会社等であつて、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する会社等

5 この規則において「関連会社」とは、会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。

6 前項に規定する子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

(1) 子会社以外の他の会社等（民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会

- 社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であって、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。)の議決権の100分の20以上を自己の計算において所有している場合
- (2) 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の15以上、100分の20未満を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
- イ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。
 - ロ 子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行っていること。
 - ハ 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。
 - ニ 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。
 - ホ その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
- (3) 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を占めているときであって、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合
- (4) 複数の独立した企業（会社及び会社に準ずる事業体をいう。以下同じ。）により、契約等に基づいて共同で支配される企業（以下「共同支配企業」という。）に該当する場合